

【知事許可】許可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

申請区分

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 1) 新規 | 4) 業種追加 | 7) 般・特新規 + 更新 |
| 2) 許可替え新規 | 5) 更新 | 8) 業種追加 + 更新 |
| 3) 般・特新規 | 6) 般・特新規 + 業種追加 | 9) 般・特新規 + 業種追加 + 更新 |

（※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類）

様式番号等	書類の名称	個人				法人			
		1・2	3・4 6	5	7・8 9	1・2	3・4 6	5	7・8 9
	許可申請書表紙	○	○	○	○	○	○	○	○
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙一	役員等の一覧表	—	—	—	—	○	○	○	○
別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）※注1	○	○	—	○	○	○	—	○
別紙二(2)	営業所一覧表（更新）※注1	—	—	○	○	—	—	○	○
別紙三	収入証紙等はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
第2号	工事経歴書	○	○		○	○	○		○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○		○	○	○		○
第4号	使用人数	○	○		○	○	○		○
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
第15号	貸借対照表	—	—	—	—	○			
第16号	損益計算書、完成工事原価報告書	—	—	—	—	○			
第17号	株主資本等変動計算書	—	—	—	—	○			
第17号の2	注記表	—	—	—	—	○			
第17号の3	附属明細表 ※注6	—	—	—	—	●			
第18号	貸借対照表	○				—	—	—	—
第19号	損益計算書	○				—	—	—	—
	定款	—	—	—	—	○		△	△
第20号	営業の沿革	○		○	○	○		○	○
第20号の2	所属建設業者団体	○		△	△	○		△	△
第20号の3	主要取引金融機関名	○		△	△	○		△	△
※A又はBのいずれかに該当するものを提出									
申請書類（閲覧対象外）	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○	○	○	○
	A (第7号関係)	第三者証明書（第7号を申請者が自己証明した場合）	●	△		△	●	△	△
	別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	○
	B (第7号の2関係)	第三者証明書（第7号の2を申請者が自己証明した場合）	●	△		△	●	△	△
	別紙1	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○

【知事許可】許可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

申請区分

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 1) 新規 | 4) 業種追加 | 7) 般・特新規 + 更新 |
| 2) 許可替え新規 | 5) 更新 | 8) 業種追加 + 更新 |
| 3) 般・特新規 | 6) 般・特新規 + 業種追加 | 9) 般・特新規 + 業種追加 + 更新 |

（※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類）

	様式番号等	書類の名称	個人				法人			
			1・2	3・4 6	5	7・8 9	1・2	3・4 6	5	7・8 9
申請書類 （閲覧対象外）	第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	○		○	○	○		○
	（第8号関係）	資格証明書（建設業法「技術検定」等）	●	●		●	●	●		●
	（第8号関係）	卒業証明書	●	●		●	●	●		●
	（第8号関係）	監理技術者資格者証	●	●		●	●	●		●
	第9号	実務経験証明書	●	●		●	●	●		●
	（第9号関係）	第三者証明書（第9号を申請者が自己証明した場合）	●	●		●	●	●		●
	第10号	指導監督の実務経験証明書	●	●		●	●	●		●
	（第10号関係）	第三者証明書（第10号を申請者が自己証明した場合）	●	●		●	●	●		●
	第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書 ※注5	○	○	○	○	○	○	○	○
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●	●	●	●	●
	第14号	株主（出資者）調書	—	—	—	—	○		△	△
		商業登記簿謄本	—	—	—	—	○		△	△
		※A又はBのいずれかに該当するものを提出								
	A	直前1年の事業税の納税証明書（納税証明書の省略申込詳細の添付がない場合のみ）	○				○			
	B	納税証明書の省略申込詳細〔手のひら県庁により入手〕	○				○			
確認書類	身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注2 〔本籍地の市区町村の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○	○	○	○	○
		※A又はBのいずれかを提出 注3								
	A 身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が民法の一部を改正する法律附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注2 〔本籍地の市区町村の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○	○	○	○	○
	B 登記されていないことの証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※注2 〔東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○	○	○	○	○
	B 診断書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書 ※注2	●	●	●	●	●	●	●	●
確認書類	常勤役員等確認書類（様式第7号又は7号の2に記載されている者）	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○
		常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の経験を証明する書類	○	△		△	○	△		△
	営業所技術者等確認書類	常勤性を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○
		実務経験等を証明する書類	●	●		●	●	●		●
	財産的基礎確認書類	金融機関の融資証明書、残高証明書等	●	●		●	●	●		●
	営業所確認書類	現況写真（外観・内観等） ※注4	○				○			

【知事許可】許可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

申請区分

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 1) 新規 | 4) 業種追加 | 7) 般・特新規 + 更新 |
| 2) 許可替え新規 | 5) 更新 | 8) 業種追加 + 更新 |
| 3) 般・特新規 | 6) 般・特新規 + 業種追加 | 9) 般・特新規 + 業種追加 + 更新 |

（※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類）

	様式番号等	書類の名称	個人				法人			
			1・2	3・4 6	5	7・8 9	1・2	3・4 6	5	7・8 9
確認書類	健康保険等確認書類	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認書類	○	○	○	○	○	○	○	○
	(第1号関係)	委任状（代理申請の場合）	●	●	●	●	●	●	●	●

- ◎ 記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求めることがあります。
- ◎ 建設業法の改正に伴い、令和6年12月13日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。

（注1）別表（1）、（2）の記入方法

- ・従たる営業所がない場合であっても別紙（1）、（2）は必要となるので、余白に「該当なし」と記入し添付すること。なお、その場合は主たる営業所の欄については記入不要。
- ・申請区分が「業種追加」、「般・特新規」の場合、「営業しようとする建設業」の欄に変更がない営業所については記入不要。
- ・営業所の「営業しようとする建設業」が変更になった場合は、当該営業所において営業する業種の全てを記入する。
- ・「更新」と「業種追加」等を同時に申請する場合（申請区分6～9の場合）、（1）（2）を両方の添付が必要。（1）に業種追加等により「営業しようとする建設業」が変更となった営業所についての記入をし、（2）に更新に関する内容を記入する。

（注2）

- ・当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。

（注3）

- ・建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として、登記されていないことの証明書及び身分証明書又は診断書のいずれかの提出が必要。ただし、身分証明書にあっては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明に併せて成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明がされている場合は、提出不要。

（注4）

- ・その営業所を使用する権原を確認するため、写真貼付台紙等に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。

（注5）

- ・役員等の一覧表（様式第1号別紙一）に記載された者全員について作成することとされていますが、当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載は不要。

（注6）

- ・資本の額が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。）が作成の対象となっていますので、それ以外の方は添付不要です。
また、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部が改正され、**建設業許可申請等に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要**となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への**提出書類の接続部への契印も廃止**します。

※行政書士が代理で作成した書類については、行政書士法施行規則第9条第2項の規定に基づき、**行政書士の記名・押印（職印）が必要です。**

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の確認として、下記1と2について、それぞれ書類を提出してください。提出できる書類の内容により、必要に応じ複数の書類を用意してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1. 証明者における被証明者の経験等が確認できる書類

(1) 経營業務の管理責任者としての経験

- ア 被証明者が証明者の役員・支配人であったことを確認できる登記事項証明書（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等）
- イ 被証明者が証明者の役員・支配人・令3条に規定する使用人であったことを確認できる建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、変更届出書等（証明者が建設業許可を受けたものである場合）
- ウ 被証明者が証明者本人であることが確認できる確定申告書控の写（原本提示）（個人事業主が自己証明する場合）

(2) 経營業務の管理責任者に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）

にある執行役員等としての経営管理経験の場合

- ア 執行役員等の地位が経營業務の管理責任者に準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認できる業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ウ 建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けていることを確認できる定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- エ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認できる取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

(3) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験の場合

- ア 被証明者が準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が補佐経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の補佐経験の期間を確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ 証明者が個人事業者の場合、被証明者が準ずる地位（事業専従者等）であったことが確認出来る確定申告書等
- オ その他、準ずる地位にあって経營業務を補佐していたことを確認できる書類

※行っていた業務の内容が、建設工事の施工に関するものであることが必要です。

(4) 常勤役員等を直接に補佐する者の場合

- ア 被証明者が常勤役員等を直接補佐する地位にあることが確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の経験の期間が確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ その他、被証明者の地位や経験等を確認することができる書類

⑨ 確定申告書について、令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

2 証明者における建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

- ア 証明者が建設業許可業者である場合、建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、事業年度経過後の変更届出書
- イ 証明者が建設業を営業していたことが確認できる工事請負契約書、注文書・請書、請求書等の写(原本提示)
- ウ その他、建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の常勤性を証明するものとして、次のいずれかの書類を提出してください。

- ア 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限る一原本提示)
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示)
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示)
- エ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)
- オ 確定申告書

{	法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示)
}	個人においてはその写(原本提示)
- カ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)
- キ 所属企業の雇用証明書(氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの)の写(原本提示)《被雇用者に限る》

⑨ 「健康保険被保険者証(写)」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

⑨ 確定申告書について、令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

営 業 所 技 術 者 等 の 確 認 資 料（参考）

各営業所に営業所技術者等を置く場合は、その全員について下記 1 と 2 の書類をそれぞれ添付してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか

- ア 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限る－原本提示)
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示)
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示)
- エ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)
- オ 確定申告
 - 法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示)
 - 個人においてはその写(原本提示)
- カ 後期高齢者（75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の認定を受けた者）の在籍確認は別途確認書類有（別添通知参照）
- キ 所属企業の雇用証明書（※1）の写（原本提示）《被雇用者に限る》

2 法第 7 条又は 15 条の第 2 号イ、ロ又はハの要件を証明するもの

- ア 技術者の要件が国家資格の場合は、その合格証、免許証を提示
- イ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証を提示
 - ※認定証の有効期限が令和 5 年 7 月 1 日以降の場合は、監理技術者講習修了履歴がわかるもの（監理技術者講習修了証等）を併せて提示
- ウ 技術者の要件が実務経験の場合は
 - ① 実務経験の内容を確認できるもの
 - ・工事請負契約書、工事請負書、注文書、請求書等の写(原本提示)
 - ② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか
 - ・厚生年金加入期間証明書
 - ・特別徴収税額通知の写(期間分－原本提示)
 - ・確定申告書
 - 法人では役員に限る
 - －表紙と役員報酬明細の写（期間分－原本提示）
 - 個人においてはその写（期間分－原本提示）
 - （受付印押印のもの）
 - ※令和 7 年 1 月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。（電子申告の場合は、令和 7 年 1 月以降も税務署の受信通知を確認します）
 - ・所属企業の雇用証明書（※1）の写（原本提示）《引き続き在職しているもので、被雇用者に限る》
- エ 指導監督的実務経験の場合は、契約書の写

○ 更新申請の場合は、常勤性を証明するものとして上記 1 のア、ウ～キのうちいずれか

- ◎ 建設業法の改正に伴い、令和 6 年 12 月 13 日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。
- ◎ 証明内容に疑義がある場合にあっては、追加で書類の提示を求めることがあります。

※1 雇用証明書は、氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたものとします。

事務連絡
平成20年3月11日

各地方整備局等建設業担当課 殿
各都道府県建設業主管課 殿

国土交通省総合政策局建設業課許可係

建設業許可における後期高齢者の在籍確認について

建設業許可申請の審査事務においては、建設業法第7条等の規定により経営業務の管理責任者等について常勤性の確認を行っている。

許可を受けようとする者が健康保険の適用事業者^(注)である場合には、健康保険被保険者証又は健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書の写し（以下、「健康保険被保険者証等」という。）により常勤性の確認が可能であるが、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることにより、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者（以下、「後期高齢者等」という。）については、新制度に移行することにより、健康保険被保険者証等により常勤性の確認ができないこととなる。（下記参照）

後期高齢者等の常勤性の確認については、健康保険被保険者証等に代わる書類として下記のものがあるため、資格審査の際に活用されたい。

（注） 法人の事業所及び常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所については、強制適用事業所となり、必ず健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならない。

記

1. 後期高齢者医療制度による影響

現行：75歳以上であっても、社会保険適用事業所に一定日数勤務していれば、社会保険の被保険者となる。

そのため、以下により常勤性が確認可能

- ・ 健康保険被保険者証により勤務地が記載されている
- ・ 健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書により従業員の名前が記載されている

新制度：後期高齢者等については、勤務形態に関係なく全て新制度に移行

- ・ 新たに交付される「後期高齢者医療被保険者証」には勤務地が記載されない
- ・ 社会保険の被保険者でないため、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書に従業者として名前が記載されない

2. 健康保険被保険者証等に代わる確認書類

（1）対象者

（2）の書類で常勤性の確認ができるのは、次の要件を全て満たす者

- ① 昭和12年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者
- ② 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者
- ③ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

（2）確認書類

- 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき
…「厚生年金保険70歳以上被用者 該当届」
- 7月1日に対象者を雇用しているとき
…「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎届」

* 詳細は、下記URLで確認

（参考）

- ・ 「後期高齢者医療制度」について

厚生労働省HP

「医療制度改革に関する情報」↓

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info02d.html>

- ・ 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」について

社会保険庁HP

パンフレット「事業主のみなさまへ（平成19年4月より厚生年金保険の新しい仕組みが始まります。）」↓

<http://www.sia.go.jp/infom/pamph/index.htm#p1>

提出書類のとり方(申請書)

知事許可業者に係る申請書は次のとおり分冊して提出してください。

1 申請書類(閲覧対象)	正本1部・副本1部
2 申請書類(閲覧対象外)	正本1部・副本1部
3 確認書類(閲覧対象外)	1部

(それぞれをクリップ等で留めてください。)

